



愛媛県報

発行 愛媛県

令和7年6月20日金曜日 第620号

◇ 目 次 ◇ 告 示

- 愛媛県建設工事共同企業体事務取扱要綱の一部改正……………（行政経営課）… 473
- 医療機関の指定……………（保健福祉課）… 474
- 指定医療機関の変更……………（ ）… 474
- 指定医療機関の休止の届出……………（ ）… 475
- 指定医療機関の廃止の届出……………（ ）… 475
- 介護機関（介護予防事業者）の指定……………（ ）… 475
- 指定介護機関（居宅介護事業者）の変更……………（ ）… 475
- 保安林の指定（2件）……………（森林整備課）… 475
- 建設業者の許可の取消し……………（中予地方局管理課）… 476
- 道路の区域変更（県道粟井浅海線）……………（ ）… 476
- 開発行為に関する工事の完了（3件）……………（中予地方局建築指導課）… 477
- 指定障害福祉サービス事業者の指定……………（南予地方局地域福祉課）… 477
- 指定障害福祉サービス事業の廃止……………（ ）… 478
- 落札者等の告示……………（教育総務課施設厚生室）… 478

公 告

- 愛媛県労働委員会第47期委員候補者の推薦……………（労政雇用課）… 478
- 愛媛県労働委員会第46期委員の補欠委員候補者の推薦……………（ ）… 480
- 大型バス（スクールバス）の購入……………（会計課）… 482

公安委員会規則

- 愛媛県道路交通規則の一部を改正する規則……………（警察本部交通規制課）… 483

選挙管理委員会告示

- 直接請求の要件となるべき選挙権を有する者の数……………（選挙管理委員会）… 499
- 個人演説会等を開催することができる施設として市町村選挙管理委員会が指定した施設の一部改正……………（ ）… 499

公営企業告示

- 落札者等の告示（2件）……………（公営企業管理局総務課）… 499

この県報に掲載される入札告示、落札者等の告示及び入札公告は、W T Oに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

告 示

○愛媛県告示第621号

愛媛県建設工事共同企業体事務取扱要綱（平成6年11月愛媛県告示第1275号）の一部を次のように改正し、告示の日から施行する。

令和7年6月20日

愛媛県知事 中 村 時 広

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
（特定建設工事共同企業体の構成員の施工実績等） 第7条 構成員は、次に掲げる要件の全てを満たすものとする。 （1）・（2） 省略 （3） 県工事に対応する法の許可業種に係る監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を工事現場に専任で配置することができること。ただし、<u>法第26条第3項第2号に掲げる監理技術者</u>	（特定建設工事共同企業体の構成員の施工実績等） 第7条 構成員は、次に掲げる要件の全てを満たすものとする。 （1）・（2） 省略 （3） 県工事に対応する法の許可業種に係る監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を工事現場に専任で配置することができること。ただし、<u>法第26条第4項に規定する特例監理技術者</u>

_____を配置する場合にあっては、この限りでない。

(経常建設共同企業体の構成員の施工実績等)

第17条 構成員は、次に掲げる要件の全てを満たすものとする。

(1)・(2) 省略

(3) 県工事の請負金額が建設業法施行令(昭和31年政令第273号)第27条第1項に規定する金額である場合にあっては、当該県工事に対応する法の許可業種に係る監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を工事現場に専任で配置することができること。ただし、法第26条第3項各号に掲げる監理技術者若しくは主任技術者(国家資格を有する者に限る。)又は法第26条の5第1項の規定により主任技術者の職務を兼ねて行う営業所技術者(国家資格を有する者に限る。)、監理技術者の職務を兼ねて行う特定営業所技術者若しくは主任技術者の職務を兼ねて行う特定営業所技術者(国家資格を有する者に限る。)を配置する場合にあっては、この限りでない。

(地域維持型建設共同企業体の構成員の組合せ)

第24条 構成員の組合せは、次に掲げる要件の全てを満たすものとする。

(1) 県工事に対応する工事種類の業者選定要領第2条の規定による等級別格付けの等級が当該県工事の設計工費に対応する等級以上である有資格業者を1者以上含む組合せであること。

(2) 省略

(地域維持型建設共同企業体の構成員の施工実績等)

第25条 構成員は、次に掲げる要件の全てを満たすものとする。

(1)・(2) 省略

(3) 県工事の請負金額が建設業法施行令第27条第1項に規定する金額である場合にあっては、当該県工事に対応する法の許可業種に係る監理技術者又は主任技術者を工事現場に専任で配置することができること。ただし、法第26条第3項各号に掲げる監理技術者若しくは主任技術者又は法第26条の5第1項の規定により主任技術者の職務を兼ねて行う営業所技術者、監理技術者の職務を兼ねて行う特定営業所技術者若しくは主任技術者の職務を兼ねて行う特定営業所技術者を配置する場合にあっては、この限りでない。

(以下「特例監理技術者」という。)を配置する場合にあっては、この限りでない。

(経常建設共同企業体の構成員の施工実績等)

第17条 構成員は、次に掲げる要件の全てを満たすものとする。

(1)・(2) 省略

(3) 県工事の請負金額が建設業法施行令(昭和31年政令第273号)第27条第1項に規定する金額である場合にあっては、当該県工事に対応する法の許可業種に係る監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を工事現場に専任で配置することができること。ただし、特例監理技術者

_____を配置する場合にあっては、この限りでない。

(地域維持型建設共同企業体の構成員の組合せ)

第24条 構成員の組合せは、次に掲げる要件の全てを満たすものとする。

(1) 県工事に対応する工事種類の業者選定要領第2条の規定による等級別格付けの等級が当該県工事の設計工費に対応する等級_____である有資格業者を1者以上含む組合せであること。

(2) 省略

(地域維持型建設共同企業体の構成員の施工実績等)

第25条 構成員は、次に掲げる要件の全てを満たすものとする。

(1)・(2) 省略

(3) 県工事の請負金額が建設業法施行令第27条第1項に規定する金額である場合にあっては、当該県工事に対応する法の許可業種に係る監理技術者又は主任技術者を工事現場に専任で配置することができること。ただし、特例監理技術者

_____を配置する場合にあっては、この限りでない。

○愛媛県告示第622号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条の規定により、医療機関を次のように指定した。

令和7年6月20日

愛媛県知事 中 村 時 広

医療機関の名称	医療機関の所在地	指定年月日
おかべ脳神経外科内科クリニック	西条市大町706番地4	令和7年4月1日
くすの香女性クリニック	新居浜市徳常町9番19号	令和7年4月1日
白石歯科医院	新居浜市多喜浜一丁目4番40号	令和7年4月1日
てらおか内科クリニック	大洲市若宮497番地	令和7年4月1日
山崎歯科医院	西条市三津屋50番地6	令和7年4月1日

愛らんど薬局 新谷店	大洲市新谷町甲309番2	令和7年5月1日
たくは整形外科リハビリテーションクリニック	今治市馬越町1丁目3番3号	令和7年5月1日
四村ゆう歯科クリニック	今治市四村字246番2	令和7年5月26日

○愛媛県告示第623号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第50条の2の規定により、指定医療機関から名称を次のように変更した旨の届出があった。

令和7年6月20日

愛媛県知事 中 村 時 広

医療機関の名称	医療機関の所在地	変更年月日
(変更後) おおぞら薬局	大洲市東大洲84番地1	令和7年4月1日
(変更前) マイ薬局 大洲店		

○愛媛県告示第624号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により、指定医療機関から次のように休止した旨の届出があった。

令和7年6月20日

愛媛県知事 中村時広

医療機関の名称	医療機関の所在地	休止年月日
なかむら歯科	宇和島市津島町岩松甲580-2	令和7年3月25日

○愛媛県告示第625号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により、指定医療機関から次のように廃止した旨の届出があった。

令和7年6月20日

愛媛県知事 中村時広

医療機関の名称	医療機関の所在地	廃止年月日
西条市立大保木診療所	西条市大保木中奥2号20番地7	令和7年3月31日

○愛媛県告示第626号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、介護機関（介護予防事業者）を次のように指定した。

令和7年6月20日

愛媛県知事 中村時広

介護機関（介護予防事業者）の名称	主たる事務所の所在地	介護予防事業を行う事業所		指定年月日
		名称	所在地	
医療法人 厚仁会	今治市波方町樋口甲1683番地1	老人保健施設養老の里	今治市波方町樋口甲1686番地1	令和7年5月2日

○愛媛県告示第627号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第5項において準用する同法第50条の2の規定により、指定介護機関（居宅介護事業者）から居宅介護事業を行う事業所の所在地を次のように変更した旨の届出があった。

令和7年6月20日

愛媛県知事 中村時広

介護機関（居宅介護事業者）の名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業を行う事業所		変更年月日
		名称	所在地	
セントケア四国株式会社	香川県高松市中新町11-1	セントケア宇和島	(変更後) 宇和島市伊吹町甲1083-1 伊吹町玉井ビル201号室	令和6年7月1日
			(変更前) 宇和島市佐伯町二丁目3番地21号 佐伯町ハイム	

○愛媛県告示第628号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和7年6月20日

愛媛県知事 中村時広

1 保安林の所在場所

西予市三瓶町津布理字上戸谷805の2、805の4、806、807の3、808、809、811の2、1115、1116の2、1116の3、1117、1119の2、1119の3、1120、1121、1128、1133の1から3まで、1159の2、1162の1、1162の3、1162の4、1163の1、1163の2、1165の1、1243

2 指定の目的
土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
三瓶町津布理字上戸谷811の2・1116の2・1116の3・1120・1163の2（以上5筆について次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を愛媛県庁及び西予市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○愛媛県告示第629号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定によ

り、次のように保安林の指定をする。

令和7年6月20日

愛媛県知事 中村時広

- 1 保安林の所在場所
今治市波方町樋口字佐郡乙750番2
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法
- ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字佐郡乙750番2（以上1筆について次の図に示す部分に限る。）
- イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
- （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を愛媛県庁及び今治市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○愛媛県告示第630号

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項第5号の規定に基づき、次のとおり建設業者の許可を取り消した。

令和7年6月20日

愛媛県知事 中村時広

許可番号	許可年月日	商号又は名称	代表者氏名	主たる営業所の所在地	取消年月日	取り消した建設業の種類	取消しの原因となった事実
(般-4)第11578号	令和4年6月20日	杉浦建築	杉浦 哲志	松山市末町甲323	令和7年5月1日	建築工事業	建設業の廃止
(般-2)第16069号	令和2年5月7日	ヒロ技研(有)	岡田 広文	松山市北斎院町1296-2 グレース北斎院203号	令和7年5月2日	建築工事業、大工工事業 屋根工事業 タイル・れんが・ブロック 工事業 内装仕上工事業	建設業の廃止 (一部)
(般-5)第14145号	令和5年6月23日	(有)宮崎金属	宮崎 英樹	松山市古三津1-5-11	令和7年5月13日	建築工事業、大工工事業 屋根工事業 タイル・れんが・ブロック 工事業 内装仕上工事業	建設業の廃止 (一部)
(般-2)第17564号	令和2年8月18日	(有)高橋通信工業	高橋 昇	松山市北土居4-26-4	令和7年5月13日	電気通信工事業	建設業の廃止
(般-3)第2028号	令和3年12月4日	(株)久保建設	久保 千鶴	上浮穴郡久万高原町二名 甲1166-1	令和7年5月15日	管工事業	建設業の廃止 (一部)
(般-2)第16690号	令和2年6月2日	(有)常勝産業	坂東 昌悟	松山市市坪北2-2-11	令和7年5月16日	塗装工事業	建設業の廃止 (一部)
(般-3)第13436号	令和3年7月1日	佐伯ビル管理(株)	佐伯 裕子	松山市千舟町7-12-12	令和7年5月21日	防水工事業、建具工事業 解体工事業	建設業の廃止 (一部)

○愛媛県告示第631号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、中予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和7年6月20日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路 線 名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	粟井浅海線	松山市萩原甲311番地先から 同市萩原乙232番7まで	旧	メートル 7.5～18.5	キロメートル 0.292	
			新	10.5～30.0	0.292	

○愛媛県告示第632号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。

令和7年6月20日

愛媛県中予地方局長 高 岡 晃 仁

検 査 済 証 の 番 号 及 び 交 付 年 月 日	工 事 を 完 了 し た 開 発 区 域 又 は 工 区 に 含 ま れ る 地 域 の 名 称	開 発 許 可 を 受 け た 者 の 住 所 及 び 氏 名
7 中局建（開）第10号 令和7年6月10日	東温市西岡字滝の下甲1011番1	東温市志津川155番地2 オーキッドテラス志津川502号 末丸 峻也 末丸 恵利加

○愛媛県告示第633号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。

令和7年6月20日

愛媛県中予地方局長 高 岡 晃 仁

検 査 済 証 の 番 号 及 び 交 付 年 月 日	工 事 を 完 了 し た 開 発 区 域 又 は 工 区 に 含 ま れ る 地 域 の 名 称	開 発 許 可 を 受 け た 者 の 住 所 及 び 氏 名
7 中局建（開）第11号 令和7年6月11日	伊予郡砥部町高尾田688番1	松山市来住町1074番地8 愛花宅建 岡 花 良 一

○愛媛県告示第634号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。

令和7年6月20日

愛媛県中予地方局長 高 岡 晃 仁

検 査 済 証 の 番 号 及 び 交 付 年 月 日	工 事 を 完 了 し た 開 発 区 域 又 は 工 区 に 含 ま れ る 地 域 の 名 称	開 発 許 可 を 受 け た 者 の 住 所 及 び 氏 名
7 中局建（開）第12号 令和7年6月11日	東温市下林字上干原甲2030番1	松山市土居町967番地5 フローレンスMAI202号 三好 勇輝 三好 観月

○愛媛県告示第635号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者を指定した。

令和7年6月20日

愛媛県南予地方局長 大 崎 陳 洋

事業者番号	指 定 障 害 福 祉 サ ー ビ ス 事 業 者			指定障害福祉 サービスの種類	指 定 障 害 福 祉 サ ー ビ ス 事 業 所		指 年 定 月 日
	氏名又は名称	主たる事務所 の所在地	代表者の氏名		名 称	所 在 地	
3810700447	合同会社清流	愛媛県大洲市若宮277番地3ハイックローバー201	清 水 直 美	生活介護	多機能型事業所 凜	愛媛県大洲市若宮24-1	令和7年 5月1日
3811400344	一般社団法人星空 B A S E	愛媛県松山市衣山二丁目6番50号グレイス衣山東102号	井 谷 重 人	就労継続支援 B型	就労継続支援B型事業 所星空シネマ	愛媛県西予市宇和町下川2120番地1	令和7年 6月1日
3814000331	特定非営利活動法人 ハートinハートなん ぐん市場	愛媛県南宇和郡愛南町御荘平山943番地	吉 田 良 香	就労継続支援 B型	エコテリアなんぐん市 場	愛媛県南宇和郡愛南町城辺甲2934	令和7年 6月1日

○愛媛県告示第636号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定により、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり指定障害福祉サービス事業を廃止する旨の届出があった。

令和7年6月20日

愛媛県南予地方局長 大 崎 陳 洋

事業者番号	指 定 障 害 福 祉 サ ー ビ ス 事 業 者			指定障害福祉サービスの種類	廃止に係る指定障害福祉サービス事業所		廃 止 日 年 月 日
	氏名又は名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		名 称	所 在 地	
3814000125	特定非営利活動法人 ハートinハートなんぐん市場	愛媛県南宇和郡愛南町 御荘平山943	吉 田 良 香	就労継続支援 A型	エコテリアなんぐん市場	愛媛県南宇和郡愛南町 城辺甲2934	令和7年 5月31日

○愛媛県告示第637号

次のとおり落札者を決定した。

令和7年6月20日

愛媛県知事 中 村 時 広

落札に係る物品等の名称及び数量	契約に関する事務を担当する機関の名称及び所在地	落札者を決定した日	落札者の氏名及び住所	落札金額	契約の相手方を決定した手続	入札公告日
愛媛県立宇和島水産高等学校水産実習船の製造 一式	愛媛県教育委員会 事務局管理部教育総務課施設厚生室 愛媛県松山市一番町四丁目4番地2	令和7年5月20日	株式会社新来島どっく 愛媛県今治市大西町新町甲945番地	3,135,000,000円	総 合 評 価 一般競争入札	令和7年3月21日

公 告

○公 告

愛媛県労働委員会第47期委員候補者の推薦について

第46期愛媛県労働委員会委員の任期が令和7年9月14日で満了するので、労働組合法（昭和24年法律第174号。以下「法」という。）第19条の12第3項及び労働組合法施行令（昭和24年政令第231号。以下「政令」という。）第21条第1項の規定により、愛媛県労働委員会の労働者委員又は使用者委員の候補者を推薦する資格を有する労働組合又は使用者団体は、それぞれの次期委員候補者を次により推薦してください。

令和7年6月20日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 推薦者の資格

- 労働者委員の候補者について推薦資格を有する労働組合は、法第5条第1項の規定による法第2条及び第5条第2項の規定に適合するとの立証を受けている労働組合であり、かつ、愛媛県の区域内のみに組織を有するものです。
- 使用者委員の候補者について推薦資格を有する使用者団体は、労働問題を取り扱うことを主な目的としているか、又は業務の主要な部分としている使用者団体であり、かつ、愛媛県の区域内のみに組織を有するものです。

2 被推薦者の資格

法第19条の4第1項に規定する者に該当する者は、委員とすることができません。

なお、公共企業体等の職員、国家公務員又は地方公務員が委員に任命される場合は、その身分関係を規律する他の法律の規定により制約を受けます。

3 推薦期間

令和7年6月20日（金）から7月4日（金）まで

4 推薦方法

推薦書（別記様式）を令和7年7月4日（金）までに愛媛県経

済労働部産業雇用局労政雇用課へ到着するよう提出してください。

なお、推薦書には、次の書類を添付してください。

- 労働組合については、政令第21条第3項の規定による愛媛県労働委員会の証明書

- 次の事項を記載した委員候補者の履歴書

ア 氏 名

イ 生年月日

ウ 本 籍

エ 現 住 所

オ 学 歴

カ 経 歴

別記様式（4関係）

推薦書

年 月 日

愛媛県知事様

所在地

労働組合又は使用者団体の名称

代表者氏名 ㊤

労働組合法施行令（昭和24年政令第231号）第21条第1項の規定により、愛媛県労働委員会

労働者委員

 の候補者として

使用者委員

て次の者を推薦します。

氏名	年齢	所属労働組合又は所属会社及びその地位	労働組合法（昭和24年法律第174号）第19条の4第1項該当の有無

○公 告

愛媛県労働委員会第46期委員の補欠委員候補者の推薦について

第46期愛媛県労働委員会労働者委員が1人欠員を生じるので、労働組合法（昭和24年法律第174号。以下「法」という。）第19条の12第3項及び労働組合法施行令（昭和24年政令第231号。以下「政令」という。）第21条第1項の規定により、愛媛県労働委員会の労働者委員の候補者を推薦する資格を有する労働組合は、委員候補者を次により推薦してください。

令和7年6月20日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 推薦者の資格

労働者委員の候補者について推薦資格を有する労働組合は、法第5条第1項の規定による法第2条及び第5条第2項の規定に適合するとの立証を受けている労働組合であり、かつ、愛媛県の区域内のみに組織を有するものです。

2 被推薦者の資格

法第19条の4第1項に規定する者に該当する者は、委員となることができません。

なお、公共企業体等の職員、国家公務員又は地方公務員が委員に任命される場合は、その身分関係を規律する他の法律の規定により制約を受けます。

3 推薦期間

令和7年6月20日（金）から7月4日（金）まで

4 推薦方法

推薦書（別記様式）を令和7年7月4日（金）までに愛媛県経済労働部産業雇用局労政雇用課へ到着するよう提出してください。

なお、推薦書には、次の書類を添付してください。

- (1) 政令第21条第3項の規定による愛媛県労働委員会の証明書
- (2) 次の事項を記載した委員候補者の履歴書

- ア 氏 名
- イ 生年月日
- ウ 本 籍
- エ 現 住 所
- オ 学 歴
- カ 経 歴

別記様式（4関係）

推 薦 書			
年 月 日			
愛媛県知事		様	
所在地			
労働組合の名称			
代表者氏名 ㊟			
労働組合法施行令（昭和24年政令第231号）第21条第1項の規定により、愛媛県労働委員会労働者委員の候補者として次の者を推薦します。			
氏名	年齢	所属労働組合及びその地位	労働組合法（昭和24年法律第174号）第19条の4第1項該当の有無

○公 告

次のとおり一般競争入札に付する。

令和7年6月20日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 入札に付する事項

(1) 件名

大型バス（スクールバス）の購入

(2) 購入物品名及び数量

大型バス（スクールバス）1台

（使用に当たり必要な運搬、搬入、設置、調整、説明等一式を含む。）

(3) 購入物品の内容等

入札説明書等による。

(4) 納入期限

令和8年3月16日（月）

(5) 納入場所

愛媛県立今治特別支援学校（今治市桜井乙32-313）

(6) 入札方法

ア 入札は、原則として愛媛県電子入札システムを利用して行うこととするが、愛媛県電子入札システムの利用者登録を行っていない入札参加資格者が応札する場合には、紙入札を行うことができる。

イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札に参加する者に必要な資格

知事の審査を受け、令和5年度から令和7年度までの製造の請負等に係る一般競争入札に参加する資格を有すると認められた業者で、次の事項に該当するもの

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 納入期間中に適正かつ確実に納入できる体制が整備されていることを証明した者であること。

(3) 4の(3)に掲げる提出期限の日から落札者の決定の日までの間に、知事が行う入札参加資格停止の期間中にない者であること。

(4) 修理、点検、保守その他アフターサービスを長期にわたり円滑に実施できる者であること。

(5) 緊急時に速やかに対応できるものであること。

3 入札書の提出場所等

(1) 入札書の提出先、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先

愛媛県出納局会計課用品調達係

〒790-8570 愛媛県松山市一番町四丁目4番地2

電話 (089)912-2156

(2) 入札書の受領期限

令和7年7月24日（木）午前9時から令和7年7月25日（金）午後1時59分まで

(3) 入札説明書の交付方法

(1)に掲げる場所及び愛媛県電子入札システムによる。

(4) 開札の日時及び場所

令和7年7月25日（金）午後2時

愛媛県庁本館1階 会議室

4 その他

(1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

愛媛県会計規則（昭和45年愛媛県規則第18号）第135条から第137条までの規定による。

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、この公告に示した物品を納入できることを証明する書類等を、入札説明書等に基づき次の期限までに提出しなければならない。

なお、知事から当該書類の内容に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

提出期限：令和7年7月11日（金）午後5時

(4) 入札の無効

2に掲げる資格を有しない者の提出した入札書及び入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は、無効とする。

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

この公告に示した物品を納入できると知事が判断した入札者であって、愛媛県会計規則第133条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。

(7) その他

ア 契約保証金

愛媛県会計規則（昭和45年愛媛県規則第18号）第152条から第154条までの規定による。

イ 入札書の提出方法

電子入札による場合は、電子入札システムにより入札金額及び電子くじ入力番号を入力の上、提出すること。

紙入札による場合は、入札書を直接または郵便（書留郵便に限る。）により提出すること。

ウ 詳細は、入札説明書による。

5 Summary

(1) Nature and quantity of the product to be purchased: School bus for special support education school use, 1

(2) Time limit of tender: 1:59 p.m., 25 July 2025

(3) For further information, please contact: Supplies Procurement Section, Accounting Division, Treasury Bureau, Ehime Prefectural Government, 4-4-2 Ichibancho, Matsuyama, Ehime 790-8570 Japan
TEL 089-912-2156

公安委員会規則

○愛媛県公安委員会規則第4号

愛媛県道路交通規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和7年6月20日

愛媛県公安委員会委員長 佐伯 鈴 乃

愛媛県道路交通規則の一部を改正する規則

愛媛県道路交通規則（昭和47年愛媛県公安委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
（交通規制の対象から除く車両） 第2条 法第4条第2項の規定により、交通規制の対象から除く車両は、道路標識により表示するもののほか、次に掲げるとおりとする。 (1)・(2) 省略 (3) 駐車禁止及び時間制限駐車区間の交通規制の対象から除く車両 ア・イ 省略 ウ 前号ク(ア)から(カ)まで、(ク)から(コ)まで及び(シ)に掲げる車両又は次に掲げる車両で、駐車禁止除外標章（別記様式第2号）を掲出しているもの (ア)・(イ) 省略 <u>(ウ) 保健師、看護師又は准看護師が医師の指示を受け、緊急訪問を行うため使用中の車両</u> <u>(エ) (ア)から(ウ)までに掲げるもののほか、公益上又は社会生活上当該道路における駐車がやむを得ないと認められる車両</u> エ 省略 (4) 省略 2 通行禁止除外標章又は駐車禁止除外標章（以下この条において「標章」という。）の交付を受けようとする者は、除外標章交付申請書（別記様式第3号） _____を公安委員会に提出しなければならない。 3 前項の除外標章交付申請書 _____には、当該申請により交付を受けようとする標章の種類に応じて、それぞれ次に掲げる書面を添付しなければならない。 (1) 第1項第2号ク及び同項第3号ウに規定する車両に係る標章 ア 当該車両に係る自動車検査証の写し<u>又は自動車検査証記録事項が記載された書面</u> イ 当該車両に係る用務 _____を疎明する書面 (2) 第1項第2号ケ及び同項第3号エに規定する者に係る標章 ア 省略 イ 標章の交付を受けようとする者が使用する車両があるときは、当該車両に係る自動車検査証の写し<u>又は自動車検査証記録事項が記載された書面</u> ウ 標章の交付を受けようとする者が本人であることを確認するに足る書面 4 公安委員会は、第2項の規定による申請があった場合において、当該申請に係る車両が第1項第2号ク若しくは同項第3号ウ	（交通規制の対象から除く車両） 第2条 法第4条第2項の規定により、交通規制の対象から除く車両は、道路標識により表示するもののほか、次に掲げるとおりとする。 (1)・(2) 省略 (3) 駐車禁止及び時間制限駐車区間の交通規制の対象から除く車両 ア・イ 省略 ウ 前号ク(ア)から(カ)まで、(ク)から(コ)まで及び(コ)に掲げる車両又は次に掲げる車両で、駐車禁止除外標章（別記様式第2号）を掲出しているもの (ア)・(イ) 省略 <u>(ウ) (ア)及び(イ) _____に掲げるもののほか、公益上又は社会生活上当該道路における駐車がやむを得ないと認められる車両</u> エ 省略 (4) 省略 2 通行禁止除外標章の交付を受けようとする者は通行禁止除外車両指定申請書（別記様式第3号）を、駐車禁止除外標章の交付を受けようとする者は駐車禁止除外車両標章交付申請書（別記様式第4号）を公安委員会に提出しなければならない。 3 前項の通行禁止除外車両指定申請書及び駐車禁止除外車両標章交付申請書には、当該申請により交付を受けようとする標章の種類に応じて、それぞれ次に掲げる書面を添付しなければならない。 (1) 第1項第2号ク及び同項第3号ウに規定する車両に係る標章 ア 当該車両に係る自動車検査証の写し イ 当該車両が第1項第2号ク又は同項第3号ウに規定する車両のいずれかに該当することを疎明する書面 ウ <u>ア及びイに掲げるもののほか、警察本部長が必要と認める書面</u> (2) 第1項第2号ケ及び同項第3号エに規定する者に係る標章 ア 省略 イ 標章の交付を受けようとする者が使用する車両があるときは、当該車両に係る自動車検査証の写し ウ <u>ア及びイに掲げるもののほか、警察本部長が必要と認める書面</u> 4 公安委員会は、第2項の規定による申請があった場合において、当該申請に係る車両が第1項第2号ク若しくは同項第3号ウ

に該当すると認めるとき又は当該申請に係る者が第1項第2号ケ若しくは同項第3号エに該当すると認めるときは、有効期限を定めて標章

_____を交付するものとする。

5 省略

6 公安委員会は、標章の交付を受けた者が前項各号のいずれかに違反したときは、標章返納命令書（別記様式第4号_____）により当該標章の返納を命ずることができる。

7 省略

8 標章の交付を受けた者は、当該標章を亡失し、若しくは滅失し、又は著しく汚損し、若しくは破損したときは、除外標章再交付申請書（別記様式第4号の2）により公安委員会に標章の再交付を申請することができる。

9 標章の交付を受けた者は、当該標章の記載事項に変更を生じたときは、速やかに除外標章記載事項変更届（別記様式第4号の3）に記載事項の変更を証する書面の写しを添えて、公安委員会に提出し、当該標章に変更に係る事項の記載を受けなければならない。

（警察署長の駐車許可）

第8条 省略

2 前項の規定による許可を受けようとする者は、駐車許可申請書・駐車許可証（別記様式第10号）2通を駐車しようとする場所を管轄する警察署長に提出しなければならない。この場合において、用務の性質上、許可を受けようとする駐車場所が、愛媛県内の複数警察署の管轄区域内にまたがるときは、いずれかの警察署長に提出すれば足りる。

3 前項の駐車許可申請書・駐車許可証には、次に掲げる書面を添付しなければならない。ただし、駐車しようとする場所を管轄する警察署長が認めたときは、一部又は全部を省略することができる。

(1) 当該申請に係る車両の自動車検査証の写し又は自動車検査証記録事項が記載された書面

(2) 省略

(3) 許可を受けようとする駐車に係る用務を疎明する書類

4 警察署長は、第2項の規定による申請に係る車両について、駐車を許可する必要があると認めるときは

_____, 必要な条件を付して許可するものとする。ただし、法第49条第1項に規定する時間制限駐車区間における駐車を除く駐車を許可する場合において、やむを得ない理由があると認められるときは、駐車を開始することができる時刻及び駐車を終了すべき時刻の一部又は全部を省略し、期間を指定して許可することができる。

5 前項の規定による許可は、駐車許可申請書・駐車許可証（以下「駐車許可証」という。）を交付して行うものとする。

6 省略

7 駐車許可証の交付を受けた者は、当該許可証を亡失し、若しくは滅失し、又は著しく汚損し、若しくは破損したときは、駐車許可証再交付申請書（別記様式第11号）により警察署長に駐車許可証の再交付を申請することができる。

8 駐車許可証の交付を受けた者は、当該許可証の記載事項に変更を生じたときは、速やかに駐車許可証記載事項変更届（別記様式第11号の2）に記載事項の変更を証する書面の写しを添えて、警

に該当すると認めるとき又は当該申請に係る者が第1項第2号ケ若しくは同項第3号エに該当すると認めるときは、有効期限を定めて通行禁止除外標章又は駐車禁止除外標章（以下この条において「標章」という。）を交付するものとする。

5 省略

6 公安委員会は、標章の交付を受けた者が前項各号のいずれかに違反したときは、標章返納命令書（別記様式第4号の2）により当該標章の返納を命ずることができる。

7 省略

（警察署長の駐車許可）

第8条 省略

2 前項の規定による許可を受けようとする者は、駐車許可申請書（別記様式第10号）を駐車しようとする場所を管轄する警察署長に提出しなければならない。

3 前項の駐車許可申請書_____には、次に掲げる書面を添付しなければならない。

(1) 当該申請に係る車両の自動車検査証の写し

(2) 省略

(3) 前2号に掲げるもののほか、警察署長が必要と認める書面

4 警察署長は、第2項の規定による申請に係る車両について、駐車を許可する必要があると認めるときは、車両、駐車することができる場所及び駐車の方法並びに駐車を開始することができる時刻及び駐車を終了すべき時刻を指定し、必要な条件を付して許可するものとする。ただし、法第49条第1項に規定する時間制限駐車区間における駐車を除く駐車を許可する場合において、やむを得ない理由があると認められるときは、駐車を開始することができる時刻及び駐車を終了すべき時刻の一部又は全部を省略し、期間を指定して許可することができる。

5 前項の規定による許可は、駐車許可証（別記様式第11号）_____を交付して行うものとする。

6 省略

察署長に提出しなければならない。

9 駐車許可証の交付を受けた者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、速やかに当該許可証（第3号の場合にあっては、発見し、又は回復した駐車許可証）を廃棄しなければならない。

- (1) 駐車許可証の期間が満了したとき。
- (2) 駐車許可証の交付を受けた理由がなくなったとき。
- (3) 駐車許可証の再交付を受けた後において亡失した当該許可証を発見し、又は回復したとき。
- (4) 駐車許可を取り消されたとき。

別表第 2（第 9 条の 2 関係）

番号	路 線 名	区 間
1～85の 2 省略		
85の 3	今治市道天保 山大浜線	今治市天保山町二丁目 5 番 3 から 同市東鳥生町二丁目1891番 2 まで
85の 4	今治市道富田 臨海 3 号線	今治市富田新港一丁目 2 番 3 から 同市富田新港一丁目 1 番 1 まで
86～122 省略		

別記様式第 1 号（第 2 条関係）通行禁止除外標章
(表) 省略
(裏)

注意事項

- 1 この標章は、通行を禁止された道路を通行するときに、車両の見やすい箇所に掲出してください。
- 2 歩行者用道路を通行する場合は、特に歩行者に注意して徐行してください。
- 3 現場において、警察官等の指示があった場合には、その指示に従って下さい。
- 4 この標章を不正に使用した場合には、返納を命ぜられることがあります。
- 5 次の場合は、この標章（(2)の場合は発見した標章）を速やかに返納して下さい。
(1)～(3) 省略

注 省略

別表第 2（第 9 条の 2 関係）

番号	路 線 名	区 間
1～85の 2 省略		
86～122 省略		

別記様式第 1 号（第 2 条関係）通行禁止除外標章
(表) 省略
(裏)

注意事項

- 1 この標章は、通行を禁止された道路を通行するときに、車両の見やすい箇所に掲出すること。
- 2 歩行者用道路を通行する場合は、特に歩行者に注意して徐行すること。
- 3 現場において、警察官等の指示があった場合は、これに従うこと。
- 4 この標章を不正に使用した場合には、返納を命ぜられることがあるので、適正に使用すること。
- 5 次の場合は、この標章（(2)の場合は発見した標章）を速やかに返納すること。
(1)～(3) 省略

注 省略

別記様式第 2 号から別記様式第 4 号の 2 までを次のように改める。

別記様式第2号（第2条関係） 駐車禁止除外標章

（表）

駐車禁止除外指定車

番 号 第 号
発行日 年 月 日

○○○○○使用中

車両番号

号

その他、この標章の交付を受けた本人が現に使用中の車両

運転者の連絡先/用務先

別紙のとおり

有効期限 年 月 日 まで

愛媛県公安委員会 印

(裏)

注意事項

1 この標章は、公安委員会による駐車禁止規制が行われている道路の部分以外の場所では使用できません。

※ 次のような駐車はできません。

- 駐停車禁止場所の駐車（道路交通法第44条第1項及び同法第75条の8第1項）
- 法定駐車禁止場所の駐車（道路交通法第45条第1項各号及び第2項）
- 駐車の方法に従わない駐車（道路交通法第47条及び同法第49条の3第3項）
- 車庫代わり駐車（自動車の保管場所の確保等に関する法律第11条第1項）
- 長時間駐車（自動車の保管場所の確保等に関する法律第11条第2項）

2 この標章は、被交付者等が表面記載の車両を現に使用中の場合以外は使用できません。

3 この標章を使用する場合は、連絡先／用務先を読みやすく記載した紙とともに車両の前面の見やすい箇所に掲出して下さい。

4 現場において、警察官等の指示があった場合には、その指示に従って下さい。

5 この標章を不正に使用した場合には返納を命ぜられることがあります。

6 次の場合は、この標章（②の場合は発見した標章）を速やかに返納して下さい。

- (1) 有効期限が経過したとき。
- (2) 再交付を受けた後において、亡失した標章を発見したとき。
- (3) 使用する必要がなくなったとき。

☐ 被交付者等

住所

氏名

注1 縁線の色は、赤とすること。

2 用紙の大きさは、日本産業規格B6とすること。

別記様式第3号（第2条関係）

除外標章交付申請書		年 月 日
愛媛県公安委員会 殿		
住所（所在地）		
ふ り が な		
氏 名 （ 名 称 ）		
電 話 番 号 その他の連絡先		
標 章 の 名 称		
番 号 標 に 表 示 されている番号		
除外を受けよう と す る 期 間		
除外を受けよう と す る 区 間		
除外を受けよう と す る 理 由	☐ 以下の公安委員会が定める業務に使用する ☐ 以下の公安委員会が定める障害を持つ者が乗車する	
備 考		

注 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

別記様式第4号（第2条関係）

公委 第 号
年 月 日

標 章 返 納 命 令 書

殿

愛媛県公安委員会



愛媛県道路交通規則第2条第6項の規定により、

第 号 年 月 日発行の

通行禁止除外標章

の返納を命ずる。

駐車禁止除外標章

返納を命ずる理由

注1 不要の文字は、抹消すること。

2 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

別記様式第4号の2（第2条関係）

除外標章再交付申請書	
愛媛県公安委員会 殿	
年 月 日	
住 所 （ 所 在 地 ）	
ふ り が な	
氏 名 （ 名 称 ）	
電 話 番 号 その他の連絡先	
標 章 の 名 称	
標 章 番 号	
標 章 交 付 年 月 日	
再交付申請の理由	
備 考	

注 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

別記様式第4号の2の次に次の1様式を加える。

別記様式第4号の3（第2条関係）

除外標章記載事項変更届	
愛媛県公安委員会 殿	
年 月 日	
住所（所在地）	
ふ り が な	
氏 名 （ 名 称 ）	
電 話 番 号 その他の連絡先	
標 章 の 名 称	
標 章 番 号	
標章交付年月日	
変 更 の 内 容	
変 更 の 理 由	
備 考	

注 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

別記様式第10号を次のように改める。

別記様式第10号（第8条関係） 駐車許可申請書・駐車許可証

駐車許可申請書

年 月 日

警察署長 殿

住所（所在地）

申請者 氏名（名称）

電話

番号標に表示
されている番号許可を受けようと
する日時期間許可を受けようと
する場所許可を受けようと
する理由

第 号

駐 車 許 可 証

上記のとおり許可する。ただし、次の条件に従うこと。

条 件

年 月 日

警 察 署 長 印

注 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

別記様式第11号を次のように改める。

別記様式第11号（第8条関係）

駐車許可証再交付申請書	
年 月 日	
警察署長 殿	
住 所（所在地）	
氏 名（名称）	
電 話 番 号 その他の連絡先	
許 可 証 番 号	
許可証交付年月日	
再交付申請の理由	
備 考	

注 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

別記様式第11号の次に次の1様式を加える。

別記様式第11号の2（第8条関係）

駐車許可証記載事項変更届	
年 月 日	
警察署長 殿	
住 所（所在地）	
氏 名（名称）	
電 話 番 号 その他の連絡先	
許 可 証 番 号	
許可証交付年月日	
変 更 の 内 容	
変 更 の 理 由	
備 考	

注 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

附 則

この規則は、令和7年7月1日から施行する。

選挙管理委員会告示

○愛媛県選挙管理委員会告示第47号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第2編第5章及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項の規定による直接請求の要件となるべき選挙権を有する者の数は、次のとおりである。

令和7年6月20日

愛媛県選挙管理委員会

委員長 三好賢治

- 1 直接請求（県議会議員の解職請求を除く。）の要件となるべき選挙権を有する者の数
- (1) 選挙権を有する者の総数 1,099,036
- (2) 選挙権を有する者の総数の50分の1の数 21,981
- (3) 80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数 237,380
- 2 県議会議員の解職請求の要件となるべき選挙権を有する者の数

選挙区別	選挙権を有する者の総数	同左の3分の1の数（松山市・上浮穴郡選挙区にあっては、同左の40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）
伊予郡	42,315	14,105

南宇和郡	16,626	5,542
松山市・上浮穴郡	425,296	137,550
今治市・越智郡	129,576	43,192
宇和島市・北宇和郡	69,271	23,091
八幡浜市・西宇和郡	32,954	10,985
新居浜市	94,559	31,520
西条市	86,686	28,896
大洲市・喜多郡	46,196	15,399
伊予市	29,855	9,952
四国中央市	68,846	22,949
西予市	29,176	9,726
東温市	27,680	9,227

○愛媛県選挙管理委員会告示第48号

個人演説会等を開催することができる施設として市町村選挙管理委員会が指定した施設（平成22年1月愛媛県選挙管理委員会告示第7号）の一部を次のように改正し、告示の日から施行する。

令和7年6月20日

愛媛県選挙管理委員会委員長 三好賢治

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後			改正前		
施設の名称	施設の所在地	定員（人）	施設の名称	施設の所在地	定員（人）
西条市総合福祉センター	省略		西条市総合福祉センター	省略	
<u>西条市西部総合福祉センター</u>			<u>西条市東予総合福祉センター</u>		
省略			省略		

公営企業告示

○愛媛県公営企業告示第5号

次のとおり落札者を決定した。

令和7年6月20日

愛媛県公営企業管理者 東 野 政 隆

落札に係る物品等の名称及び数量	契約に関する事務を担当する機関の名称及び所在地	落札者を決定した日	落札者の氏名及び住所	落札金額	契約の相手方を決定した手続	入札公告日
公営企業管理局内LANセキュリティ設備機器 1式 (月額賃借料)	愛媛県公営企業管理局総務課 愛媛県松山市湊町四丁目4番地1 伊予鉄本社ビル2F	令和7年6月6日	FLCS株式会社 四国支店 香川県高松市藤塚町一丁目10番30号	2,356,000円	一般競争入札	令和7年4月25日

○愛媛県公営企業告示第6号

次のとおり落札者を決定した。

令和7年6月20日

愛媛県公営企業管理者 東 野 政 隆

落札に係る物品等の名称及び数量	契約に関する事務を担当する機関の名称及び所在地	落札者を決定した日	落札者の氏名及び住所	落札金額	契約の相手方を決定した手続	入札公告日
公営企業管理局内LAN端末機等1式 (月額賃借料)	愛媛県公営企業管理局総務課 愛媛県松山市湊町四丁目4番地1 伊予鉄本社ビル2F	令和7年6月6日	四国通建株式会社 愛媛県今治市南大門町一丁目1番地の15	4,944,500円	一般競争入札	令和7年4月25日